

# 下呂市スポーツ協会 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、下呂市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岐阜県下呂市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、第5条の加盟団体相互の連絡提携を図り、健全なスポーツの普及並びに地域住民の体力向上とスポーツ精神を養うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツ振興のための基本方針を確立すること
- (2) 公益財団法人岐阜県スポーツ協会との連携を図ること
- (3) 加盟団体の強化発展と相互の連絡調整を図ること
- (4) 県民スポーツ大会に派遣する下呂市を代表する競技者及び役員を選定すること
- (5) 下呂市スポーツ大会を開催すること
- (6) 講習会、スポーツ教室、その他スポーツに関する各種事業の実施及び援助をすること
- (7) 競技力の向上を図ること
- (8) 生涯スポーツの普及推進並びに地域スポーツ事業に関すること
- (9) 青少年のスポーツを支援すること
- (10) 総合型地域スポーツクラブを育成すること
- (11) スポーツに関する功労者、優秀選手等の表彰・顕彰に関すること
- (12) スポーツ施設の運営管理に関すること
- (13) その他本会の目的達成に必要な事業を行うこと

## 第3章 組織

(組織)

第5条 本会は、次の団体を加盟団体とする。

- (1) 下呂市を統括する競技団体で総会及び常任理事会の同意を得た団体
- (2) 市内の総合型地域スポーツクラブ
- (3) 市内の地域スポーツ団体で常任理事会の同意を得た団体

- (4) 下呂市中学校体育連盟
  - (5) その他常任理事会の承認を得た団体
- 2 本会に次の部会を置く
- (1) 競技スポーツ部会
  - (2) 地域スポーツ部会

## 第4章 役員等

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 部会長 2名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 会長、副会長は、常任理事会の互選で推挙し総会で承認する。

- 2 常任理事は、総会で選出し承認する。
- 3 部会長は副会長が兼任することができる。
- 4 監事は、総会において会長が委嘱する。

(役員職務及び権限)

第8条 役員は、この規約で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、この規約に定めるところにより、本会を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 部会長は、部会を統括し業務を執行する。
- 5 常任理事は、常任理事会において第6章に定めるところにより、本会の業務を執行する。
- 6 理事は、部会において第7章に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 7 部会は、毎事業年度に部会の事業執行の状況を常任理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第9条 監事は、本会の会計を監査し、常任理事会で監査報告をする。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び会計の状況を調査することができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第11条 役員が次のいずれかに該当するときは、常任理事会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき

(役員経費)

第12条 本会の役員に対し、別に定める規定により経費を支給する。

(理事)

第13条 理事は次に掲げるところにより推挙された者をもってあてる。

(1) 各競技団体の代表者

(2) 総合型地域スポーツクラブ及び各地域スポーツ団体の代表者

(3) 下呂市中学校体育連盟会長

(4) その他、会長は必要に応じて学験者等から若干名の理事を選任することができる

(名誉役員)

第14条 本会に、名誉役員として顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、本会の会長であった者及び本会若しくはスポーツの振興に著しく功績のあった者のうちから常任理事会の推薦により会長が委嘱する。

4 参与は、スポーツ振興に寄与した者のうちから常任理事会の推薦により会長が委嘱する。

5 顧問及び参与は無報酬とする。

(顧問等の職務)

第15条 顧問及び参与は会長若しくは常任理事会の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 総会

(総会)

第16条 総会は、年1～2回会長が招集し次の事項を審議する。

(1) 事業計画・事業報告に関すること

(2) 予算・決算に関すること

(3) 役員選出に関すること

(4) 規約改正に関すること

(5) その他、重要な事項に関すること

2 総会の議長は、常任理事から会長が指名する。

3 総会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁

決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

5 理事は総会に欠席する場合は、あらかじめ委任状を提出しなければならない。この場合、代理者の出席を認める。

## 第6章 常任理事会

(構成)

第17条 常任理事会は競技スポーツ部会、地域スポーツ部会からそれぞれ若干名の理事をもって構成する。

2 常任理事会の議長は、会長とする。

(権限)

第18条 常任理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 各部会の業務の執行の監督

(3) 会長、副会長、副部会長の選定及び解職

(招集)

第19条 常任理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各副会長が常任理事会を招集する。

(決議)

第20条 常任理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

## 第7章 部会

(部会の構成)

第21条 各部会は次の理事をもって構成する。

(1) 競技スポーツ部会は、第5条第1号、同条第4号に規定する団体

(2) 地域スポーツ部会は、本条第1号に規定する団体以外の団体

2 部会の議長は、部会長とする。

(競技スポーツ部会の権限)

第22条 競技スポーツ部会は、次の職務を行う。

(1) 競技スポーツ事業の実施

(2) 種目団体育成事業の執行の監督

(3) その他本会が実施する事業の実施及び協力

(地域スポーツ部会の権限)

第23条 地域スポーツ部会は、次の職務を行う。

- (1) 地域スポーツ事業の実施
- (2) 地域スポーツ事業の執行の監督
- (3) その他本会が実施する事業の実施及び協力  
(部会の招集)

第24条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長が欠けたとき又は部会長に事故あるときは、会長が指名する理事が部会を招集する。  
(部会の決議)

第25条 部会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。
- 3 理事は部会に欠席する場合は、あらかじめ委任状を提出しなければならない。この場合、代理者の出席を認める。

## 第8章 加盟団体

(加盟団体分担金)

第26条 第5条第1項に規定する加盟団体は、別に定める分担金を毎年納入する。

(脱退)

第27条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、常任理事会において、常任理事の過半数の同意を得なければならない。

2 本会は、第5条第1項の加盟団体が本会の加盟団体として不適当と認められるときは、常任理事会において、常任理事の過半数の同意を得てこれを退会させることができる。

(加盟団体等に関する必要事項)

第28条 加盟団体について必要な事項は、常任理事会の決議を経て別に定める。

- 2 加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。

## 第9章 専門委員会

(専門委員会)

第29条 本会には、常任理事会の議決を経て各種専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会は、第4条の事業に関して調査研究をする。
- 3 委員会は常任理事会から付託された事業について審議し、常任理事会の承認を経てこれを処理する。

(名称等)

第30条 各種専門委員会の名称、組織、その他必要な事項については、常任理事会の決議を経て別に定める。

(委員長)

第31 各専門委員会には、委員長を置き、会長が委嘱する。

## 第10章 賛助会員

(賛助会員)

第32条 本会に賛助会員を置くことができる。

## 第11章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 本会は、本会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 本会が、解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、下呂市に贈与するものとする。

## 第12章 事務局

(事務局)

第36条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。なお、職員は、会長が任免する。
- 3 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、別に定める。
- 4 事務局の行う事務については、委託することができるものとする。

## 第13章 会 計

(会計)

第 37 条 本会の経費は次に掲げるものによって支弁する。

- (1) 下呂市補助金
- (2) 加盟団体分担金
- (3) 寄付金
- (4) 事業収入
- (5) 賛助会費
- (6) その他の収入

(会計年度)

第 38 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第14章 補則

(委任)

第39条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、常任理事会の決議により別に定める。

附則

1 この規約は令和4年4月1日から施行する。

2 (役員経過措置)

現在の役員は令和5年3月31日までの任期満了日まで務めることとし、地域スポーツ部会設置の初年度は、地域スポーツ部会で新任される常任理事及び理事は、任期を令和5年3月31日までの1年間とする。